

## 令和8年度第2回庁議付議事項

令和8年5月22日(金)午前11時

### 【決定事項】

1. 我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について

財政部  
(課税課)

資料頁  
P. 2

### 【報告事項】

1. 令和8年第2回我孫子市議会定例会提出予定議案

企画総務部  
(行政管理課)

資料頁  
P. 24

2. 我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱の制定について

教育総務部  
(学校教育課)

P. 29

## 我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例（昭和30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="204 495 504 533">（寄附金税額控除）</p> <p data-bbox="153 555 416 593">第34条の7 略</p> <p data-bbox="161 616 783 963">2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法<b>附則第5条の6第3項又は第4項</b>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p data-bbox="204 985 464 1023">（市民税の申告）</p> <p data-bbox="153 1046 783 1937">第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第</p>	<p data-bbox="850 495 1150 533">（寄附金税額控除）</p> <p data-bbox="799 555 1062 593">第34条の7 略</p> <p data-bbox="807 616 1430 900">2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法<b>附則第5条の6第2項</b>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p data-bbox="850 985 1110 1023">（市民税の申告）</p> <p data-bbox="799 1046 1430 1937">第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第</p>

48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号**並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号**において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第3号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第

48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号**及び第36条の3の3第1項**において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第3号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非

3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第 2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 から 10 まで 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ

営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第 2 項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 から 10 まで 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日ま

り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを**除く。次条第1項第2号において同じ。**）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)及び(4) 略

2から4まで 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を

り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを**除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。**）の氏名

(3)及び(4) 略

2から4まで 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を

利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有

する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

## 2 前項の規定による申告書の記載

事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314

条の2第1項第6号に規定する特

別障害者又はその他の障害者に該

当する場合にはその旨及びその該

当する事実並びに寡婦又はひとり

親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

## 3 第1項又は法第317条の3の3第

1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項

## 2 前項又は法第317条の3の3第1

項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317

の規定による申告書を提出することができる。

**4** 略

**5** 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令**第48条の9の8**において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

**6** 前項の規定の適用がある場合における**第4項**の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地**又は家屋**にあつては30万円、償却資産にあつ

**条の3の3第1項**の規定による申告書を提出することができる。

**3** 略

**4** 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令**第48条の9の7の3**において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

**5** 前項の規定の適用がある場合における**第3項**の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、**家屋にあつては20万円**、

ては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

#### 附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

#### 2 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合

償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

#### 附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

#### 2 略

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合

に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条の3第1項、附則第13条の4第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項、附則第15条の3第1項、**附則第15条の4第1項**又は附則第16条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法**附則第5条の6第3項又は第4項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第4条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（**法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。**）に規定

に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条の3第1項、附則第13条の4第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項、附則第15条の3第1項又は附則第16条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法**附則第5条の6第2項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第4条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合

するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度**以後**の各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

#### 第14条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する

の所得割の額から控除するものとする。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度**から令和9年度まで**の各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

#### 第14条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する

譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法**附則第34条の2第6項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法**附則第34条の2第12項**の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

**4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第**

譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法**附則第34条の2第5項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法**附則第34条の2第10項**の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

#### 第15条の4 当分の間、所得割の納税

義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲

渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による

市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用について

は、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第15条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の3の規定の適用

については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定  
(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」  
に改める部分に限る。)、附則第4条の6の改正規定及び附則第14  
条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第4条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及  
び附則第15条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及  
び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部  
を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の  
翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の我孫子市税条例(以下「新条例」という。)

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支  
払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告  
書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出し  
たこの条例による改正前の我孫子市税条例第36条の3の3第1項の規定に  
よる申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納  
税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令  
和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)  
第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41  
条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規  
定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含  
む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する  
既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項  
の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規  
定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17

項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の我孫子市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第14条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第14条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第15条の4の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税につ

いて適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日									
1	第34条の7	寄附金税額控除 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 防衛力強化の安定的な財源を確保するため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税が創設される。また、復興特別所得税の税率を1%引き下げることに伴い、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間が10年間延長される。 項ずれ及び項の追加の反映	令和10年1月1日									
2	第36条の2	市民税の申告 項ずれの反映	令和9年1月1日									
3	第36条の3の2	個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書 項ずれの反映	令和9年1月1日									
4	第36条の3の3	個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正	令和9年1月1日									
5	第63条	固定資産税の免税点 固定資産税の免税点が、令和9年度以後の年度分について引上げ <table border="1" data-bbox="763 858 1420 994"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> <td>180万円</td> </tr> </tbody> </table> 土地は改正なし		改正前	改正後	家屋	20万円	30万円	償却資産	150万円	180万円	令和9年4月1日
	改正前	改正後										
家屋	20万円	30万円										
償却資産	150万円	180万円										
6	附則第4条の3	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除 適用期限の延長に伴う改正 住宅ローン控除の適用期限を5年間延長（令和12年12月31日までに入居した場合に適用可能）	令和9年1月1日									
7	附則第4条の4	寄附金税額控除における特例控除額の特例 1 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 2 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備	1 令和10年1月1日 2 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する									

			法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行
8	附則第4条の6	個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正	令和10年1月1日
9	附則第6条	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 適用期限の延長に伴う改正 ※ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例とは 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができる制度 特定一般用医薬品等購入費 医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)等の購入費 【改正前】 平成30年度から令和9年度まで → 【改正後】 平成30年度以後	令和9年1月1日
10	附則第14条の2	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正 租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。	令和10年1月1日

1 1	附則第 1 5 条の 4	<p>特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例</p> <p>所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して市民税 1 0 0 分の 3（県民税 1 0 0 分の 2）の税率により申告を通じて所得割を課する。</p>	<p>金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日施行</p>
-----	--------------	--	--

令和8年第2回市議会定例会提出予定議案

	議 案	議 案 要 旨
議案 1	我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の見直し措置その他所要の改正を行うもの <p style="text-align: right;">【課税課】</p>
議案 2	財産の取得について	湖北消防署新築整備に伴い、庁舎付属の備品を購入するもの ○取得する財産 湖北消防署庁舎付属備品一式 ○取得価格 29,913,180円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,719,380円) ○取得先 我孫子市高野山464番地の18 広文堂NEW・DX株式会社 我孫子営業所 所長 西條 剛 <p style="text-align: right;">【消防本部総務課】</p>
議案 3	財産の取得について	湖北分署に配置している高規格救急自動車の老朽化に伴い、当該車両を更新するもの ○取得する財産 高規格救急自動車(高度救命処置用資機材を含む。)1台 ○取得価格 48,017,460円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,360,000円) ○取得先 千葉県我孫子市若松163番地の1 千葉トヨタ自動車株式会社 我孫子店 店長 入澤 浩昭 <p style="text-align: right;">【警防課】</p>
議案 4	財産の取得について	東消防署に配置している水槽付き消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、当該車両を更新するもの ○取得する財産 水槽付き消防ポンプ自動車(救助用資機材を含む。)1台 ○取得価格 109,899,010円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,980,000円) ○取得先 東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ 東京支店 支店長 岡本 直彦 <p style="text-align: right;">【警防課】</p>

議案 5	市道路線の認定について	開発行為により市に帰属した道路について、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するもの（6路線） 【道路課】		
議案 6	令和 8 年度我孫子市一般会計補正予算（第 1 号）	予算現額 51,230,000	補正予算額 294,000	計（千円） 51,524,000 【財政課】
議案 7	令和 8 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	国民健康保険窓口等業務委託に係る債務負担行為を定めるもの 【国保年金課】		
議案 8	令和 8 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	後期高齢者医療窓口等業務委託に係る債務負担行為を定めるもの 【国保年金課】		
議案 9	令和 8 年度我孫子市水道事業会計補正予算（第 1 号）	既決予算額	補正額	計（千円）
		収益的収入 3,580,550	△87,481	3,493,069
		収益的支出 2,971,949	2,155	2,974,104
		資本的収入 1,184,360	0	1,184,360
		資本的支出 2,346,194	0	2,346,194
		【経営課】		
報告 1	専決処分の報告及び承認について（我孫子市税条例の一部を改正する条例）	我孫子市税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの 【課税課】		
報告 2	専決処分の報告及び承認について（我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例）	我孫子市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの 【課税課】		
報告 3	専決処分の報告及び承認について（我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	我孫子市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるもの 【国保年金課】		

報告 4	令和 7 年度我孫子市継続費繰越計算書の報告について	地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告するもの 一 般 会 計 (衛生費)                  279, 515, 740 円 (土木費)                  8, 565, 127 円 (消防費)                  39, 458, 320 円 (教育費)                  992, 724, 141 円 合 計                      1, 320, 263, 328 円 <div style="text-align: right;">【財政課】</div>
報告 5	令和 7 年度我孫子市繰越明許費繰越計算書の報告について	地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するもの 一 般 会 計 (総務費)                  58, 517, 000 円 (民生費)                  103, 730, 104 円 (農林水産業費)          3, 684, 000 円 (商工費)                  5, 057, 000 円 (土木費)                  73, 050, 000 円 (消防費)                  113, 592, 000 円 (教育費)                  723, 343, 000 円 合 計                      1, 080, 973, 104 円 <div style="text-align: right;">【財政課】</div>
報告 6	令和 7 年度我孫子市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告するもの 下水道事業会計 (資本的支出 建設改良費)  592, 641, 200 円 (資本的支出 固定資産購入費)  520, 000 円 合 計                      593, 161, 200 円 <div style="text-align: right;">【下水道課】</div>
報告 7	令和 7 年度我孫子市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により報告するもの 下水道事業会計 (資本的支出 建設改良費)  695, 001, 000 円 合 計                      695, 001, 000 円 <div style="text-align: right;">【下水道課】</div>

報告 8	令和 7 年度我孫子市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	<p>地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により報告するもの 水道事業会計</p> <table border="0"> <tr> <td>(資本的支出 改良事業費)</td> <td>31,570,000 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>31,570,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【経営課】</p>	(資本的支出 改良事業費)	31,570,000 円	合 計	31,570,000 円						
(資本的支出 改良事業費)	31,570,000 円											
合 計	31,570,000 円											
報告 9	令和 7 年度我孫子市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	<p>地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により報告するもの 水道事業会計</p> <table border="0"> <tr> <td>(資本的支出 改良事業費)</td> <td>412,402,000 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>412,402,000 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【経営課】</p>	(資本的支出 改良事業費)	412,402,000 円	合 計	412,402,000 円						
(資本的支出 改良事業費)	412,402,000 円											
合 計	412,402,000 円											
報告 10	我孫子市土地開発公社の経営状況について	<p>地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告するもの 令和 7 年度 事業報告</p> <table border="0"> <tr> <td>公有地取得事業</td> <td>なし</td> <td>公有地売却事業</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>決算報告</p> <table border="0"> <tr> <td>収益</td> <td>費用</td> <td>当期純損失</td> </tr> <tr> <td>367,532 円</td> <td>882,752 円</td> <td>515,220 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>	公有地取得事業	なし	公有地売却事業	なし	収益	費用	当期純損失	367,532 円	882,752 円	515,220 円
公有地取得事業	なし	公有地売却事業	なし									
収益	費用	当期純損失										
367,532 円	882,752 円	515,220 円										
報告 11	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定)	<p>令和 7 年 7 月 1 0 日午前 1 1 時 3 0 分頃、職員が公用車で我孫子市都部 3 2 番地の 1 地先国道 3 5 6 号湖北台西小入口交差点付近を走行中、赤信号のため停車していた賠償相手方の乗用車に追突し、当該乗用車のリアフレーム及びリアステップバンパーを損傷させた。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 専決処分日</td> <td>令和 8 年 4 月 2 4 日</td> </tr> <tr> <td>(2) 損害賠償の額</td> <td>2 4 0, 2 4 0 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 過失割合</td> <td>市 1 0 0 % 相手方 0 %</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【健康づくり支援課】</p>	(1) 専決処分日	令和 8 年 4 月 2 4 日	(2) 損害賠償の額	2 4 0, 2 4 0 円	(3) 過失割合	市 1 0 0 % 相手方 0 %				
(1) 専決処分日	令和 8 年 4 月 2 4 日											
(2) 損害賠償の額	2 4 0, 2 4 0 円											
(3) 過失割合	市 1 0 0 % 相手方 0 %											

令和7年5月27日午前4時57分頃、消防職員が我孫子市湖北台7丁目18番地先道路において、救急要請のあった賠償相手方をストレッチャーに乗せ、移動のため持ち上げたところ、ストレッチャーの脚部が展開しない不具合が生じたため、賠償相手方を乗せたストレッチャーが転倒し、賠償相手方の左側の下顎骨関節突起を骨折させた。

- (1) 専決処分日 令和8年4月24日
- (2) 損害賠償の額 76,302円
- (3) 過失割合 市100% 相手方0%

【消防本部総務課】

令和8年2月12日午後6時37分頃、職員が我孫子市我孫子1858番地我孫子市役所庁舎分館前駐車場において、駐車するために公用車を後進させたところ、駐車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側リアバンパーを損傷させた。

- (1) 専決処分日 令和8年5月11日
- (2) 損害賠償の額 44,098円
- (3) 過失割合 市100% 相手方0%

【国保年金課】

令和8年3月1日午前10時40分頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市布施2590番地の12地先市道00-105号線を走行中、対向車が来たため道路端に寄ったところ、当該市道の中央の舗装が損傷していたことから、当該乗用車の右側前輪が舗装されていない部分に落下し、当該右側前輪のタイヤを損傷させた。

- (1) 専決処分日 令和8年5月12日
- (2) 損害賠償の額 21,164円
- (3) 過失割合 市65% 相手方35%

【道路課】

## 我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の保護者が負担する学校給食費を無償化することにより子育て支援を推進するため、予算の範囲内で交付する我孫子市小学校給食費負担軽減補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校 我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校をいう。
- (2) 児童 小学校に在籍する児童をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、小学校における学校給食費（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている児童に係るものを除く。）とし、補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付対象者)

第4条 補助金は、児童が在籍する小学校の学校長に交付するものとする。

(交付の対象期間)

第5条 補助金の交付に係る対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする学校長は、市長が指定する期日までに、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付申請書（様式第1号。次項

及び第 8 条において「申請書」という。)に我孫子市小学校給食費負担軽減補助金計算書(様式第 2 号。第 8 条において「計算書」という。)を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が正当な理由があると認めるときは、同項に規定する期限を経過した後であっても、申請書を提出することができる。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、当該申請をした学校長に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定(第 10 条及び第 13 条において「交付決定」という。)を受けた学校長(以下「交付決定者」という。)は、申請書又は計算書の内容に変更が生じたとき(市長が認める軽微な変更を除く。)は、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更交付申請書(様式第 4 号)に我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更内訳書(様式第 5 号)を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

(変更交付の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに補助金の額を決定したときは、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更交付決定通知書(様式第 6 号)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 交付決定者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金実績報告書(様式第 7 号)に、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金実績内訳書(様式第 8 号)を添えて、市長に実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する期日までに、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付請求書（様式第10号。次項において「請求書」という。）により、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が正当な理由があると認めるときは、同項に規定する期限を経過した後であっても、請求書を提出することができる。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査の上、口座振込みの方法により、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 交付決定者は、我孫子市補助金等交付規則第20条に規定する書類を備え、第7条の規定による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類を調査することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

喫食の 区 分	補助金の額	
	補助金の基準額	月額に満たない学校給食費に係る補助金の額
全て喫食	交付対象期間における学校給食の実施月数×5,740円×各月の対象児童数	交付対象期間に提供を受けた給食日数×347円×対象児童数 （児童1人当たりの補助金の額は、基準額を上限とする。）
給食のみ 喫食（牛乳の停止）	交付対象期間における学校給食の実施月数×4,615円×各月の対象児童数	交付対象期間に提供を受けた給食日数×279円×対象児童数 （児童1人当たりの補助金の額は、基準額を上限とする。）
牛乳のみ 飲用（給食の停止）	交付対象期間における学校給食の実施月数×1,125円×各月の対象児童数	交付対象期間に提供を受けた給食日数×68円×対象児童数 （児童1人当たりの補助金の額は、基準額を上限とする。）

様式第 1 号（第 6 条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付申請書

年 月 日

我孫子市長あて

申請者 学校名  
学校長名

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金の交付を受けたいので、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
交付申請額	円
添付書類	我孫子市小学校給食費負担軽減補助金計算書

様式第2号（第6条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金計算書

学校名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 分

対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
在籍児童数（(1)～(7)の合計）		人
(1) 全て喫食する児童数（給食全停止依頼を提出していない長欠者等を含む。）		人
(1) の交付申請額		円
(2) 牛乳停止依頼を提出している児童数（給食のみ喫食）		人
(2) の交付申請額		円
(3) 給食停止依頼を提出している児童数（牛乳のみ飲用）		人
(3) の交付申請額		円
(4) 日割りによる食材発注が発生する児童数		人
(4) の交付申請額		円
(5) 給食全停止依頼を提出している児童数（弁当持参者分のみ）		人
(5) の交付申請額		円
(6) 給食全停止依頼を提出している児童数（弁当持参者分以外）		人
(6) の交付申請額		円
(7) 生活保護法による保護を受けている児童数（月途中の認定及び認定取消しを含む。）		人
(7) の交付申請額		円
交付申請額		円

様式第3号（第7条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付決定通知書

我孫子市指令（ ）第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市小学校給食費負担軽減補助金の交付について、次のとおり決定したので、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

交付対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
交付決定額	円
交付予定時期	令和 年 月 日
交付条件	

様式第4号（第8条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

我孫子市長あて

申請者 学校名  
学校長名

交付決定を受けた我孫子市小学校給食費負担軽減補助金の申請内容に変更があったので、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

指 令 年 月 日	令和 年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令( )第 号
交付決定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
交付決定額	円		
変更後の 交付申請額	円		
変更事項			
変更年月日	令和 年 月 日		
添付書類	我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更内訳書		

様式第5号（第8条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更内訳書

学校名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 分

交付申請期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
変更交付申請の内訳	申請時	変更後
在籍児童数（下記（1）～（7）の合計）	人	人
（1）全て喫食する児童数（給食全停止依頼を提出していない長欠者等を含む。）	人	人
（2）牛乳停止依頼を提出している児童数（給食のみ喫食）	人	人
（3）給食停止依頼を提出している児童数（牛乳のみ飲用）	人	人
（4）日割りによる食材発注が発生する児童数	人	人
（5）給食全停止依頼を提出している児童数（弁当持参者分のみ）	人	人
（6）給食全停止依頼を提出している児童数（弁当持参者分以外）	人	人
（7）生活保護法による保護を受けている児童数（月途中の認定及び認定取消しを含む。）	人	人
交付申請額	円	円

様式第6号（第9条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金変更交付決定通知書

我孫子市指令（ ）第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市小学校給食費負担軽減補助金の変更交付について、次のとおり決定したので、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

交付対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
変更前の 交付決定額	円
変更後の 交付決定額	円
既交付額	円
未交付額	円
交付予定時期	令和 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金実績報告書

令和 年 月 日

我孫子市長あて

報告者 学校名  
学校長名

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり、実績を報告します。

指 令 年 月 日	令和 年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
交 付 対 象 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	円		
実 績 額	円		
返 還 額	円		
添 付 書 類	我孫子市小学校給食費負担軽減補助金実績内訳書		

様式第 8 号（第 10 条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金実績内訳書

学校名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 分

対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
在籍児童数（(1)～(7)の合計）		人
(1) 全て喫食した児童数（給食全停止依頼を提出していない長欠者等を含む。）		人
(1) の実績額		円
(2) 牛乳停止依頼を提出した児童数（給食のみ喫食）		人
(2) の実績額		円
(3) 給食停止依頼を提出した児童数（牛乳のみ飲用）		人
(3) の実績額		円
(4) 日割りによる食材発注が発生した児童数		人
(4) の実績額		円
(5) 給食全停止依頼を提出した児童数（弁当持参者分のみ）		人
(5) の実績額		円
(6) 給食全停止依頼を提出した児童数（弁当持参者分以外）		人
(6) の実績額		円
(7) 生活保護法による保護を受けた児童数（月途中の認定及び認定取消しを含む。）		人
(7) の実績額		円
実績額		円

様式第9号（第11条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付確定通知書

令和 年 月 日

様

我孫子市長

印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった我孫子市小学校給食費負担軽減補助金について、次のとおり支援金の額を確定したので、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

指令年月日	令和 年 月 日	指令番号	我孫子市指令（ ）第 号
交付確定額	円		
返 還 額	円		

様式第10号（第12条関係）

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付請求書

年 月 日

我孫子市長あて

請求者 学校名  
学校長名

我孫子市小学校給食費負担軽減補助金交付要綱第12条の規定により、我孫子市小学校給食費負担軽減補助金の交付を次のとおり請求します。

指 令 年月日	令和 年 月 日	指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号
交 付 決 定 額	円		
交 付 確 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日交付		円
今 回 交 付 請 求 額	円		
未 交 付 額	円		
振 込 先	金 融 機 関 名		支 店 名
	口 座 番 号		区 分 普通 ・ 当座
	フリガナ		
	口座名義人		

※ 振込先欄には、学校給食費を取り扱う口座を記入してください。